

令和4年度から

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険は、加入者が病気やけがをしたときに安心して医療を受けられる保険として、国保税を出し合ってお互いに支え合う制度です。徳島県が策定した運営方針に基づき、国保税の賦課方式と税率を見直します。健全な国民健康保険制度の運営のため、ご理解、ご協力をお願いします。

1 変更 資産割廃止と税率の見直し

固定資産税の額に応じて賦課する資産割を令和5年度までに廃止とする徳島県国保運営方針により、大幅な見直しを行います。

見直し前

所得割、資産割、均等割、平等割からなる4方式

見直し後

資産割を廃止し、4方式から3方式

2 変更 未就学児の減額

未就学児（6歳に達する日以後の3月31日まで）に係る均等割額の5割が減額されます。（手続は不要）

令和4年度の税額は、7月中旬にお送りする納税通知書をご確認ください。

お問い合わせ先

三好市 税務課 国民健康保険係
072-7615

区分	加入者全員				40歳から64歳の方のみ	
	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	これまで	これから(増減)	これまで	これから(増減)	これまで	これから(増減)
所得割率 加入者の所得に応じて算出	10.5%	9.5% (-1.0%)	3.0%	3.0% (±0%)	2.5%	2.5% (±0%)
資産割率 固定資産税額に応じて算出	25.0%	廃止	7.0%	廃止	10.0%	廃止
均等割額 1人あたりの金額	25,000円	25,000円 (±0円)	6,000円	9,500円 (+3,500円)	7,000円	10,000円 (+3,000円)
平等割額 1世帯あたりの金額	22,000円	22,000円 (±0円)	6,000円	6,500円 (+500円)	4,500円	5,500円 (+1,000円)

令和4年度から

後期高齢者医療制度の保険料が変わります

個人所得課税の見直しや条例改正等により、所得割の基礎控除額・均等割額の軽減割合等の見直します。

1 変更 均等割額

55,000円
56,044円

2 変更 所得割額 所得割率

10・28%

3 変更 保険料限度額

64万円
66万円

被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

お問い合わせ先

三好市 保険医療課
072-7613

66万円
保険料の限度額は

軽減率	世帯の所得額の合計 世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて軽減されます。
7割	43万円 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下
5割	43万円 + 「28万5,000円 × 世帯の被保険者数」 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下
2割	43万円 + 「52万円 × 世帯の被保険者数」 + 「10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1)」以下

均等割額の軽減は

均等割額 56,044円	+	所得割額 基礎控除[43万円]後の 総所得金額等 × 所得割率 10.47%
-----------------	---	--

保険料の計算は

三好市高齢者等タクシー利用助成事業 高齢者等のタクシー利用料金を助成します

高齢者等が日常生活に必要な外出にタクシーを利用する場合に、利用料金の一部を助成します。

対象者

1 三好市に住所があり在宅生活を
2 三好市に住所があり在宅生活を
3 三好市に住所があり在宅生活を
4 三好市に住所があり在宅生活を
5 三好市に住所があり在宅生活を
6 三好市に住所があり在宅生活を
7 三好市に住所があり在宅生活を
8 三好市に住所があり在宅生活を
9 三好市に住所があり在宅生活を
10 三好市に住所があり在宅生活を
11 三好市に住所があり在宅生活を
12 三好市に住所があり在宅生活を
13 三好市に住所があり在宅生活を
14 三好市に住所があり在宅生活を
15 三好市に住所があり在宅生活を
16 三好市に住所があり在宅生活を
17 三好市に住所があり在宅生活を
18 三好市に住所があり在宅生活を
19 三好市に住所があり在宅生活を
20 三好市に住所があり在宅生活を
21 三好市に住所があり在宅生活を
22 三好市に住所があり在宅生活を
23 三好市に住所があり在宅生活を
24 三好市に住所があり在宅生活を
25 三好市に住所があり在宅生活を
26 三好市に住所があり在宅生活を
27 三好市に住所があり在宅生活を
28 三好市に住所があり在宅生活を
29 三好市に住所があり在宅生活を
30 三好市に住所があり在宅生活を
31 三好市に住所があり在宅生活を
32 三好市に住所があり在宅生活を
33 三好市に住所があり在宅生活を
34 三好市に住所があり在宅生活を
35 三好市に住所があり在宅生活を
36 三好市に住所があり在宅生活を
37 三好市に住所があり在宅生活を
38 三好市に住所があり在宅生活を
39 三好市に住所があり在宅生活を
40 三好市に住所があり在宅生活を
41 三好市に住所があり在宅生活を
42 三好市に住所があり在宅生活を
43 三好市に住所があり在宅生活を
44 三好市に住所があり在宅生活を
45 三好市に住所があり在宅生活を
46 三好市に住所があり在宅生活を
47 三好市に住所があり在宅生活を
48 三好市に住所があり在宅生活を
49 三好市に住所があり在宅生活を
50 三好市に住所があり在宅生活を
51 三好市に住所があり在宅生活を
52 三好市に住所があり在宅生活を
53 三好市に住所があり在宅生活を
54 三好市に住所があり在宅生活を
55 三好市に住所があり在宅生活を
56 三好市に住所があり在宅生活を
57 三好市に住所があり在宅生活を
58 三好市に住所があり在宅生活を
59 三好市に住所があり在宅生活を
60 三好市に住所があり在宅生活を
61 三好市に住所があり在宅生活を
62 三好市に住所があり在宅生活を
63 三好市に住所があり在宅生活を
64 三好市に住所があり在宅生活を
65 三好市に住所があり在宅生活を
66 三好市に住所があり在宅生活を
67 三好市に住所があり在宅生活を
68 三好市に住所があり在宅生活を
69 三好市に住所があり在宅生活を
70 三好市に住所があり在宅生活を
71 三好市に住所があり在宅生活を
72 三好市に住所があり在宅生活を
73 三好市に住所があり在宅生活を
74 三好市に住所があり在宅生活を
75 三好市に住所があり在宅生活を
76 三好市に住所があり在宅生活を
77 三好市に住所があり在宅生活を
78 三好市に住所があり在宅生活を
79 三好市に住所があり在宅生活を
80 三好市に住所があり在宅生活を
81 三好市に住所があり在宅生活を
82 三好市に住所があり在宅生活を
83 三好市に住所があり在宅生活を
84 三好市に住所があり在宅生活を
85 三好市に住所があり在宅生活を
86 三好市に住所があり在宅生活を
87 三好市に住所があり在宅生活を
88 三好市に住所があり在宅生活を
89 三好市に住所があり在宅生活を
90 三好市に住所があり在宅生活を
91 三好市に住所があり在宅生活を
92 三好市に住所があり在宅生活を
93 三好市に住所があり在宅生活を
94 三好市に住所があり在宅生活を
95 三好市に住所があり在宅生活を
96 三好市に住所があり在宅生活を
97 三好市に住所があり在宅生活を
98 三好市に住所があり在宅生活を
99 三好市に住所があり在宅生活を
100 三好市に住所があり在宅生活を

1 65歳以上の高齢者
2 重度の障害を持つ方
3 身体障害者手帳1級・2級
4 療育手帳A判定、精神障害者
5 健福祉手帳1級・2級、障害
6 年金1級・2級を受給する者

1 生活保護受給者
2 自動車・二輪車・原付等の運
3 転免許を所持しない(対象者が
4 児童の場合は、その保護者)
5 市税の滞納がない方(対象者
6 が児童の場合は、その保護者)
7 ※施設に入所している方または継
8 続して入院している方は対象とな
9 りません。
10 特例として、運転免許を返納
11 し、運転経歴証明書の発行を受
12 けた方に対し一回のみ3,000円

お問い合わせ先

三好市長寿・障害福祉課
072-7612

分のタクシー券を支給します。その
場合、申請には運転経歴証明書
(原本)をご持参ください。
※過去に支給された方は該当し
ません。

申請窓口

三好市長寿・障害福祉課また
はお住まいの各支所

ご利用になるには

01 申請

長寿障害福祉課またはお住まいの各支所で申請してください。本人確認書類、免許返納の方は返納証明が必要です。

02 決定

利用決定となった方には、登録証が交付されます。別世帯の家族等が代理申請した場合は本人宛に郵送します。

03 交付

長寿障害福祉課またはお住まいの各支所に登録証を提示し、タクシー利用券の交付を受けてください。

04 使用

指定事業者が運行するタクシーを利用する際に、登録証を提示してご利用ください。

風しんからあなた自身と大切な人を守るために

平成30年の都市圏を中心とした風しんの流行を受けて、風しんにかかる公的接種を受ける機会がなかった方を対象に、風しんの抗体検査および風しんの予防接種を無料で受けられることとなっています。

実施期間は令和4年3月までとなつていますが、この度、期間がさらに3年延長されることになりました。そのため、今年度も引き続き実施します。

抗体検査は医療機関の他、職場健診の際に受けることができます。この機会に、ご自身に抗体があるかどうかを確認しましょう。

対象者

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性

抗体検査、予防接種を受けるには？

■ お手持ちのクーポン券を使い、まず抗体検査を受けてください。

■ 抗体検査の結果、陰性と判定された方は、クーポン券を使って風しんの定期予防接種を受けら

れます。

■ 紛失や転入などによりお手元にクーポン券がない方は健康づくり課までご連絡ください。

■ クーポン券は県内だけでなく県外の医療機関でも使用できません。現在利用できる医療機関については、厚生労働省のホームページにて随時更新されています。

■ その他詳しくは厚生労働省ホームページ「風しんの追加的対策について」および、三好市ホームページをご覧ください。

上記対象者以外の方でも、「徳島県風しん抗体検査等推進事業」や、風しん抗体検査の結果、抗体価が低い方が風しんの予防接種を受けた場合に、予防接種費用の一部を助成する事業の対象となる場合があります。詳しくは三好市ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

三好市健康づくり課
072-76767



厚生労働省
ホームページ

小学校・中学校の 就学援助制度について



就学援助制度は、経済的な理由によって、就学困難な児童生徒に学用品費等を援助し、小・中学校における義務教育の円滑な実施を図る制度です。

受給資格

- 1 三好市に住所を有し三好市立小中学校に在学する児童生徒の保護者
- 2 三好市内に住所を有し三好市外の小中学校に在学する児童生徒の保護者
- 3 三好市外に住所を有し三好市内の小中学校に在学する児童生徒の保護者

認定基準
同居世帯全員の所得額等で判断します。その際、生活保護

法により設定されている最低生活費を基準としています。他にも認定要件を定めています。

申請方法
就学援助の申請を希望する保護者は、就学援助費申請書等を学校に提出してください。

また、三好市外の小中学校に在学する児童生徒の保護者の方で、三好市就学援助制度の利用を希望される場合は、学校教育課へご相談ください。

就学援助申請は、毎年度申請が必要で、年間を通じて随時、受け付けています。その場合は、認定月からの支給となりますのでご注意ください。

支給費目等

学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費、部活動費(中学校のみ)等

費目ごとに上限単価が設定されています。保護者が負担すべき費用の全額を支給するものではありません。

その他

詳しくは、三好市教育委員会のホームページをご覧ください。か、学校教育課またはお子さまが通学している学校にお問い合わせください。

お問い合わせ先

三好市 教育委員会学校教育課
072-35555

三好市ふるさと創生事業補助金制度 地域のために 活動している方を 応援します



市民の皆さんが、地域の課題解決や地域活性化を図るために自主的に実施する事業を対象に、申請のあった中から審査選考のうえ支援する制度です。市民の皆さんに地域づくりへの理解や関心を深めていただき、より多くの市民参画と自主的かつ継続的な地域づくり活動を推進することを目的としています。

なお、支援対象事業数には限りがあります。

対象者 市内に住所を有する個人または団体

交付対象事業

- 1 地域課題を解決するための事業
 - 2 地域資源を活用した地域の活性化につながる事業
 - 3 新しい視点で地域の魅力を創出する事業
- ※事業内容のヒアリングを実施する場合があります。

お問い合わせ先

三好市 地方創生推進課
072-7607

補助内容 1事業30万円を上限とする事業経費の一部

申請条件 対象事業および実績報告が令和5年3月10までに完了するものであること

申請方法 必要事項を記載した申請書と必要書類を地方創生推進課または各支所まで提出してください。

募集期間 5月13日(金)まで
※郵送の場合、同日必着
募集受付 祝・祭日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで

汲取り槽から合併浄化槽への転換 宅内配管工事費を一部補助

ご家庭で使用している台所やお風呂などからの生活排水を合併浄化槽などで処理せずに、そのまま流してしまうと、身近な水環境を汚してしまう原因になることをご存じでしょうか。

また、市内では、およそ2割弱の方が自宅などで汲取り槽を使用されていますが、トイレ以外の生活排水は未処理のまま排水されている現状があります。しかし、汲取りから合併へ

転換(切り替え)されたい方にとって、トイレの水洗化や配管改修費などの新たな出費が転換をあきらめる原因になっています。

このため、三好市では個人負担の軽減による合併浄化槽への転換を進めるため、4月から住宅関係の汲取り槽を合併浄化槽へ転換される方を対象にした宅内配管工事費補助制度を拡充します。

具体的には、トイレ、お風呂、台所などから市が設置する公共浄化槽へつなぎ込むための配管やマスの経費に対する補助金の限度額を10万円から30万円に引き上げます。

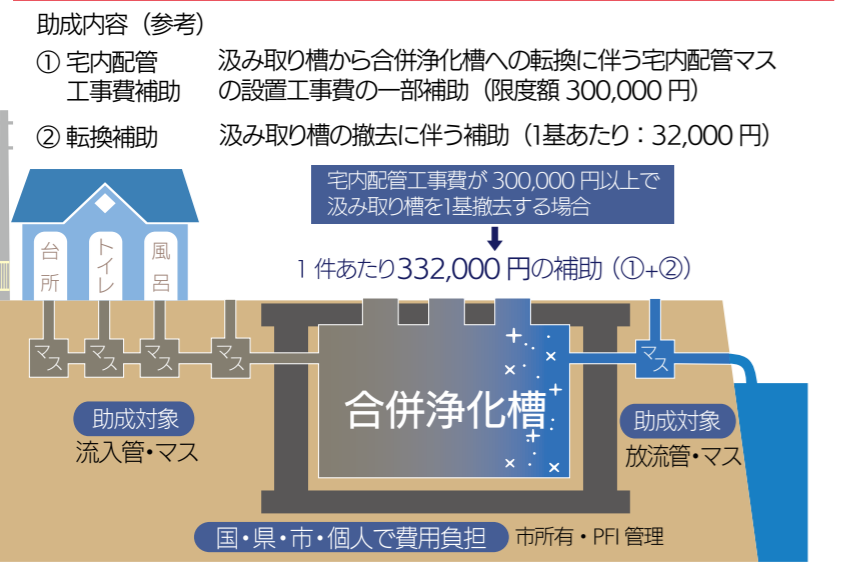
なお、単独浄化槽から合併浄化槽に転換される場合の宅内配管工事費も同様の補助金がありますので、この機会に合併浄化槽への転換をご検討ください。

徳島県は全国的にも汚水処理の普及が遅れています。このため三好市では、「三好市汚水処理基本構想」に基づき、市設置型の公共浄化槽整備をPF方式で実施しています。

お問い合わせ先

三好市 環境課 072-3436
株式会社三好浄化槽ネットワーク
0120-0878-844

汲取り槽から合併浄化槽へ転換する場合の助成イメージ



※ 限度額は補助対象経費の合計額となります。限度額が30万円に満たない場合は、それまでの額が補助限度額になります。
(例) 補助対象経費:25万円(限度額:25万円)
※ 単独浄化槽から合併浄化槽への転換も同様の補助金があります。

TNR活動を応援します

TNRとは?

Trap 捕獲して

Neuter 不妊・去勢手術をして耳をカット

Return 元の場所に返す

Management 管理する

さくらねこ

飼い主のいない猫の

不妊・去勢手術費を助成

飼い主のいない猫の寿命は4〜5年と言われており、その猫一代限りを徹底すれば、自然と猫は減っていくと思われま

このことにより、糞、尿などによる住民間のトラブルを解決し、命にやさしいまちづくりを目指します。

助成の要件

- 三好市内に生息する飼い主のいない猫(飼い猫は対象外)
- 申請者が三好市在住かつ住民基本台帳に登録されている方
- 手術済の目印(雄は右耳先、雌は左耳先のV字カット)を承諾する

■ 手術後の猫は、もともと生息していた地域へ戻す

■ 手術につき 10000円

■ 実施期間中であっても予算額に達した時には、受付を終了することがあります。お申し込みについては環境課にご連絡ください。

お問い合わせ先

三好市 環境課
072-3436
072-0136